

憲法改正の早期実現を求める意見書

昭和22年5月3日に現行憲法が施行して以来、66年余りが経過し、この間、軍事技術の進歩や大量破壊兵器の拡散などによる外交・安全保障上の問題、東日本大震災により提起された緊急事態に対応できる国のあり方の問題、さらに、環境権などの新しい人権、地方自治の確立など、現行憲法施行時に想定できなかった課題や新たな時代に対応できる憲法が求められている。

これまで、政府、国会においては、平成12年に、国会の衆議院及び参議院に憲法調査会を設置し、また、平成19年には、国民投票法の成立や衆参両院に憲法審査会を設置するなど、憲法改正への法整備などを実現してきた。

憲法は国家の根本規定であり、その改正については、主権者である国民の理解が得られるよう、国民自らが幅広く参加し、十分な国民的議論を尽くしたうえで、進めていくべきものである。

よって、国会及び政府におかれては、日本国憲法の改正について、国民に対しての丁寧な説明や、国会の場における幅広い議論を尽くし、国会の賛成・発議、国民投票を行い、早期に憲法改正を実現するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月18日

富山県入善町議会